## 当座勘定規定改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、全国銀行協会では現在全国各地に所在する手形交換所に代わり、令和 4 年 11 月に「電子交換所」を 設立し、手形・小切手の交換業務を電子化することとなりました。

これに伴い、当金庫は下記の通り「当座勘定規定」及びこれに付随する「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」を改定いたします。なお、「約束手形用法」「為替手形用法」「小切手用法」は、現在手形・小切手帳に記載しておりますが、「当座勘定規定」に追加いたします。

記

- 1. 改定する規定
  - 当座勘定規定
  - · 当座勘定規定(専用約束手形口)
- 2. 改定日

令和 4 年 11 月 4 日 (金)

- 3. 主な改定内容
  - (1) 当座勘定規定·当座勘定規定(専用約束手形口)
    - ①振出人等への支払済手形の受戻期限の設定、および同期限経過後の取扱い規定の追加。
    - ②イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定の追加。
    - ③全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターの登録 規定の削除。
  - (2) 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法
    - ①チェックライターで金額印字を行う場合には3桁ごとに「,」(カンマ)を印字する規定を追加。
    - ②金額を文字で記入する場合に使用可能な文字の一覧を追加。
    - ③金額欄・金融機関名・QR コード欄への記名捺印、訂正印等押捺、金額復記または、訂正等の記載被りを禁止する規定の追加、手形・小切手用紙の余白使用禁止箇所の追加。
    - ※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
    - ※詳細は以下の改定後の規定及び「電子交換所」設立のご案内をご確認ください。
    - ・ 改定後の当座勘定規定
    - ・ 改定後の当座勘定規定(専用約束手形口)
    - ・「電子交換所」設立のご案内



以 上